

平成17年度 輸入食品監視指導計画(案)

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

桑崎 俊昭

輸入食品監視指導計画とは

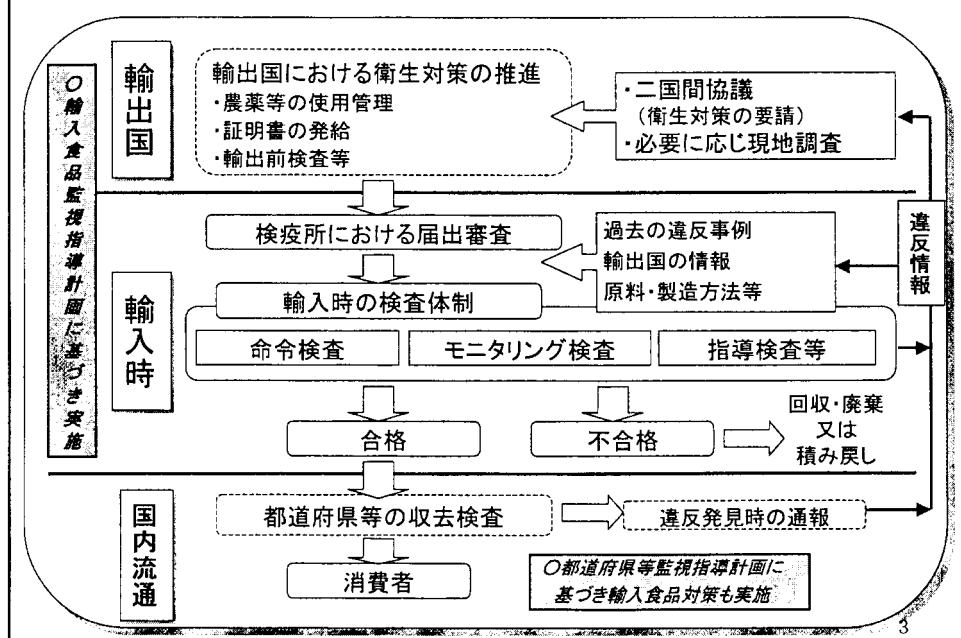
- ⊕ 改正食品衛生法により既に策定された監視指導指針に基づき策定(H15. 8. 29)
- ⊕ 具体的な内容
 - ⊕ 重点的に監視指導を実施すべき項目
 - ⊕ 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- ⊕ 毎年度、当該計画を定め、公表
- ⊕ 策定にあたっては、広く国民の意見を求める
- ⊕ 監視指導の結果を公表

輸入食品の監視指導の 基本的な考え方

- ◆ 食品安全基本法→食品の安全確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行う
- ◆ 3段階での適切な対応が必要
 - ◆ 輸出国における対策
 - ◆ 水際(輸入時)での対策
 - ◆ 国内流通時の対策

2

輸入食品の監視体制



3

検疫所の食品衛生監視員数年度推移

() 内は対前年度の増員数

平成14年度	平成15年度	平成16年度
268名 (+4)	283名 (+15)	295名 (+12)

平成16年10月現在

受理検疫所31検疫所 ●
うち、検査課を有する6検疫所 ○
輸入食品・検疫検査センター ★

福岡
門司
下関
福岡空港
長崎
鹿児島

広島
博
広島空港

神戸(衛生・食品監視課)
神戸(食品監視第二課)
輸入食品・検疫検査
センター

千歳

新潟

大阪

那覇

名古屋

四日市

清水

名古屋

仙台

東京(衛生・食品監視課)

東京(食品監視第二課)

千葉

川崎

成田空港

那覇

那覇空港

4

平成16年度 輸入食品監視指導計画 監視結果(中間報告)

※ 年度途中、年度終了後、計画に基づく監視結果を公表
(本年度は平成16年4月～9月までの結果を11月5日に公表)

1. 届出・検査・違反状況

届出件数…105%、検査総数…112% (対前年同月比)

2. 主な違反事例

3. モニタリング検査実施状況

計画数約76,000件に対し、実施率約53% (平成16年4月～9月)

4. モニタリング検査強化対象品目

全輸出国 2品目、14カ国・地域 33品目

5. 検査命令移行品目

5カ国・地域 8品目

6. 主な検査命令対象品目、違反状況

対象品目数: 全輸出国13品目及び23カ国・1地域の113品目
(平成16年9月30日現在)

5

平成17年度輸入食品監視指導計画の 主な改正(強化)点

④ 輸入時の監視強化

- ・モニタリング検査計画 7万7千件(平成16年度 7万6千件)

⑤ 輸出国における衛生対策の推進

- ・専門家による現地調査
- ・水産食品に係る貝毒や腸炎ビブリオ、カビ毒等
- ・農産食品に係る残留農薬、畜産食品に係る残留動物用医薬品等

⑥ 違反品の対応

違反品の措置に関する国と都道府県等の役割を明確化

⑦ その他

検疫所における試験検査等の業務管理に係る点検等を計画的に実施

6

輸入時に重点的に監視指導を 実施すべき項目

① 輸入届出時における法違反の有無のチェック

- ・輸入届出、輸出国政府の証明書
- ・輸入者からの報告徴収

② 輸入時モニタリング検査の実施

平成14年度 5万2000件

平成15年度 7万3000件

平成16年度 7万6000件

平成17年度(案) 7万7000件

③ モニタリング検査等で違反が発見された場合は、輸入時の検査を強化

7

輸入食品のモニタリング 検査の考え方

- ◆ モニタリング検査に必要な検体数は、Codex(分析サンプリング部会)において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数が示されている。
(例) 95%信頼度 → 違反率0.1% → 2995件
→ 違反率 1% → 299件
→ 違反率 10% → 29件等
- ◆ 先進諸国においては、CODEXで示された考え方を踏まえ、ある食品群について、95%の信頼度で違反率が1%以下であることを確認できる299件の検査数を基本として、検査を実施。
- ◆ 我が国においても、これを基本とし、さらに過去の違反率、輸入件数、重量、違反内容の重要度を勘案し、食品群毎に検査件数を設定。

厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生 健康被害発生の恐れ
同一の製造者又は加工者からの同一の
輸入食品(例: 挽肉のO-157等)

直ちに
検査命令

残留農薬
動物用医薬品
1回目の違反
50%モニタリング
検査にアップ
2回目の違反
違反の蓋然性
が高いと判断
検査命令

検査命令解除
輸出国の再発防止策の確立等違反食品が
輸出されることのないことの確認が必要

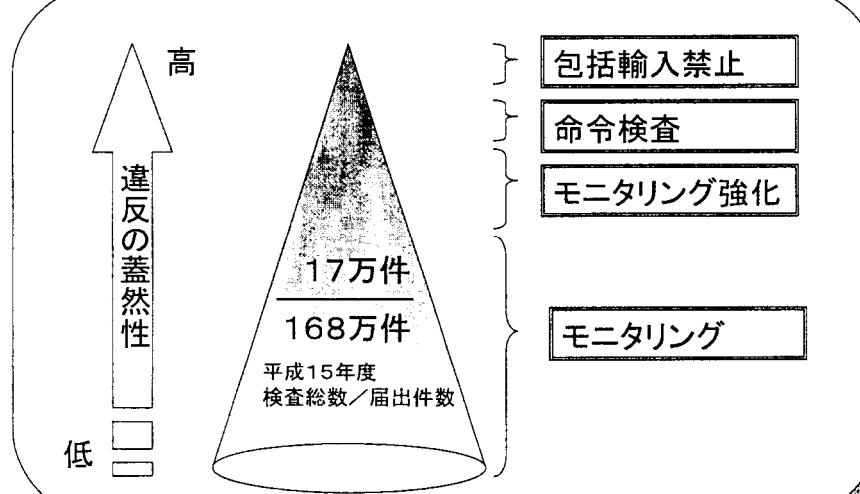
海外情報に基づく緊急対応

- ◆ 海外における食品安全情報の積極的な収集
 - ◆ 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
 - ◆ 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ◆ 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、流通状況調査、回収、輸入時検査強化

具体例：米国産アーモンド、中国産はるさめ 等

10

輸入時の検査体制の概要



11

輸出国における衛生対策の推進

- ⊕ 我が国における食品安全関連情報の提供、JICA等が実施する開発途上国の食品衛生担当者の研修の実施
- ⊕ 検査命令が実施されている輸入食品等について、輸出国政府に対する違反原因の究明及び再発防止策の確立を要請
- ⊕ 現地調査や2国間協議を通じて、農薬等の使用管理、監視体制の強化、輸出前検査の推進を図る
- ⊕ 生産段階での安全対策の確認が必要な場合には、専門家を輸出国に派遣

12

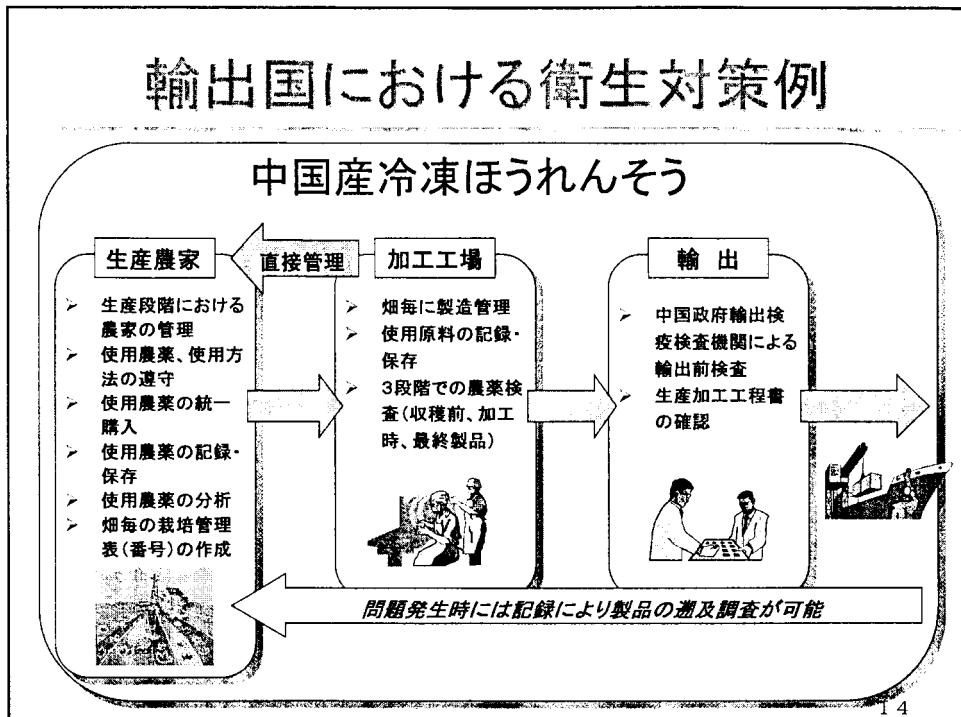
輸出国に対する衛生対策 強化要請例

- ⊕ 中国産未成熟えんどう(農薬)
- ⊕ 中国産養殖うなぎ加工品(動物用医薬品)
- ⊕ 中国産加工食品(食品添加物)等
- ⊕ 韓国産二枚貝(貝毒)
- ⊕ 韓国産ニラ及びわけぎ(農薬)
- ⊕ 韓国産たいらぎがい(病原微生物)
- ⊕ 台湾産養殖うなぎ等(動物用医薬品)
- ⊕ フランス産レンズ豆(農薬)
- ⊕ ギリシャ産ピスタチオ(カビ毒)
- ⊕ 南アフリカ産りんごジュース(カビ毒)

13

輸出国における衛生対策例

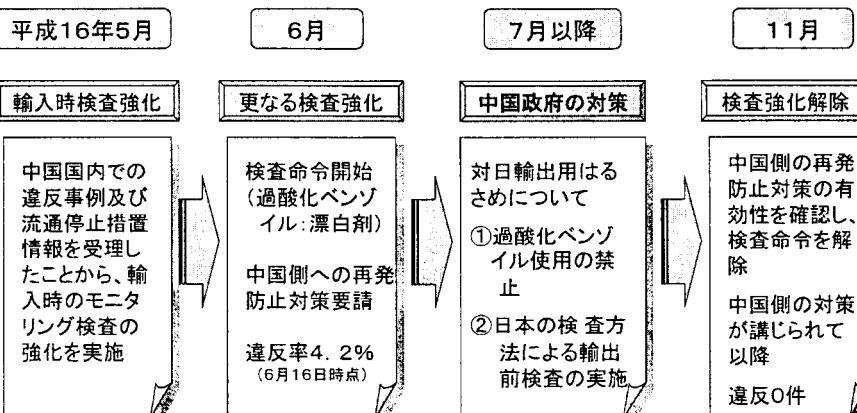
中国産冷凍ほうれんそう



14

輸出国への衛生対策要請及びその効果

中国産はるさめ



15

輸入者への自主的な衛生管理 の実施に関する指導

食品安全基本法

営業者は食品の安全性の確保について、
第一義的責任を有する

食品衛生法

知識、技術の習得、原材料の安全確保、
自主検査の実施等に努める

16

輸入者に対する基本的 指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時 の確認事項
食品等一般 (共通事項)	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食 肉製品、冷凍食品 等)	・製造工程、製品に 使用されている原 材料及び添加物 の正確な名称・割 合等の生産・製造 者への確認	・製造工程、原材料等 に変更がないこと ・定期的な試験検査に よる成分規格等の 適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及び その加工品	・残留農薬 (生鮮品、簡易加 工品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後お ける農薬の適正な用 法、用量の遵守 ・定期的な試験検査に よる残留農薬の確認	・収穫後における 農薬の使用の 有無
畜産物及び その加工品	・残留動物用医薬 品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼 料添加物の使用 状況	・動物用医薬品、飼料 添加物の適正な用法、 用量、休業期間等の 遵守	

17

輸入者への自主的な衛生管理 の実施に係る指導

- ⊕ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- ⊕ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- ⊕ 自主検査の指導
- ⊕ 記録の保存
- ⊕ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

18

違反が判明した場合の対応

- ⊕ 違反食品が国内流通→関係の都道府県等と連携し、回収等の措置（国と都道府県等との役割の明確化）
- ⊕ 都道府県等により違反輸入食品の発見→当該情報に基づき輸入時の検査強化
- ⊕ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ⊕ 原因究明の調査
 - ⊕ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ⊕ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- ⊕ 輸入食品の違反情報の公表（ホームページ）

19